

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立学校職員及び市町村立学校職員の標準的な職を定める規則</p>	<p>奈良県立学校職員及び市町村立学校職員の標準的な職を定めるようとするものである。</p>	<p>1 職務に係る標準的な職 職務の種類及び職制上の段階に応じ、地方公務員法第15条の2第2項に規定する標準的な職を定める。 <span style="float: right;">(第1条関係)</span></p> <p>2 その他 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。 <span style="float: right;">(第2条関係)</span></p> <p>3 施行期日 平成28年4月1日から施行する。 <span style="float: right;">(附則関係)</span></p>



<p>という。第三十一条の三第一項に基づき置く事務長の属する職制上の段階</p>	<p>九 法第六十条第一項及び第八十二条並びに規則第三十一条の六第一項第二号に基づき置く係長、同項第四号に基づき置く主任主査、同項第五号に基づき置く主査、同項第六号に基づき置く主任主事及び同項第八号に基づき置く主事の属する職制上の段階</p>	<p>十 法第六十条第二項及び第八十二条並びに規則第三十一条の六第一項第九号に基づき置く学校司書の属する職制上の段階</p>	<p>十一 法第六十条第二項及び第八十二条並びに規則第三十一条の六第一項第十号に基づき置く学校栄養士の属する職制上の段階</p>	<p>十二 法第六十条第二項及び第八十二条並びに規則第三十一条の六第一項第十二号に基づき置く主任技能員、同項第十三号に基づき置く技能員及び同項第十四号に基づき置く業務員の属する職制上の段階</p>	<p>一 学校教育法第三十七条第一項及び第四十九条に規定する校長の属する職制上の段階</p>	<p>二 法第三十七条第一項及び第四十九条に規定する教頭の属する職制上の段階</p>	<p>三 法第三十七条第二項及び第四十九条に規定する主幹教諭、第三十七条第一項及び第四十九条に規定する教諭並びに第三十七条第十八項及び第四十九条に規定する講師（一般職の職員の給与に関する条例第四条第三号ハに規定する教育職給料表（三）の2級が適用される職員に限る。）の属する職制上の段階</p>	<p>四 法第三十七条第一項及び第四十九条に規定する養護教諭の属する職制上の段階</p>
	<p>事務職員</p>	<p>学校司書</p>	<p>学校栄養職員</p>	<p>技能員</p>	<p>校長</p>	<p>教頭</p>	<p>教諭</p>	<p>養護教諭</p>

二 市町村立学校の職員が行う職務

	五 法第三十七条第二項及び第四十九条に規定する 栄養教諭の属する職制上の段階	栄養教諭
	六 法第三十七条第一項及び第四十九条に規定する 事務職員の属する職制上の段階	事務職員
	七 法第三十七条第二項及び第四十九条に基づき置 く学校栄養職員の属する職制上の段階	学校栄養職 員

(その他)

第二条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 案